部会の設置について

1. 部会の設置について

枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例(抜粋)

(協議会の設置等)

第17条 協議会は、次に掲げる事項を協議するほか、<mark>市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び答申する</mark>。

- (1) 特定空家等に関する対策に関すること。
- (2) 個別の特定空家等への対処に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、<mark>空家等対策計画の作成</mark>及び変更並びに実施に関すること。 (部会)

第20条 協議会に、第17条に掲げる事項を調査審議するため、必要な部会を置く。

2 協議会は、部会の決議をもって協議会の決議とする。

2. 部会のイメージ

枚方市 ・特定空家等に関する対策 協議・諮問等 ・個別特定空家等への対処 ・その他、空家等対策計画の作成、変更、実施 空家等対策計画の策定 答申 個別の特定空家等への措置 答申

協議会

・市長

計画作成部会

- ・市民
- ・不動産に関する専門的知識を有する者
- ・福祉に関する専門的知識を有する者
- 学識者
- ・関係行政機関の職員

審査部会